

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

諏訪市は、本州及び長野県のほぼ中央、諏訪湖の東南側に位置し、北東に霧ヶ峰高原、南東には八ヶ岳連峰を望む内陸都市である。本市における就業者は製造業、宿泊業・飲食サービス業が多く、全国及び長野県と比較した特化係数（平成27年国勢調査より算出）はいずれも1.0を大きく上回っており、事業所数（平成26年経済センサス基礎調査より算出）に関しても製造業は全国及び長野県と比較した特化係数が、1.0を超えているほか、宿泊業・飲食サービス業については全国と比較した特化係数が、1.0を超えており、本市は製造業、宿泊業・飲食サービス業を中心とした産業構造となっている。

域内には3,428の事業所（平成26年経済センサス基礎調査）があり、そのうち従業員が300人未満の事業所は3,412事業所となっており、域内全事業所における割合は9割を超えている。

設備投資状況について、中小企業等経営強化法による経営力向上計画の認定を受けた企業のうち、平成28年の新規設備投資は6事業者、平成29年の新規設備投資は37事業者と域内企業の設備投資は活発な状況である。

他方、加速度的に進む人口減少や高齢化により、本市においても人手不足、後継者不足が問題となっており、本市としては、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の設備投資を更に促すことで、生産性の向上を図ってまいりたい。

(2) 目標

本導入促進基本計画の目標としては、中小企業等経営強化法に基づく税制支援措置の実績等を考慮し、導入促進基本計画の計画期間内における先端設備等導入計画の認定件数が、年平均20件（累計40件）を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めているものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、製造業、宿泊業・飲食サービス業を中心とした産業構造となっているが、その他の産業であっても経済、雇用を支えており、多様な産業で広く事業者の

生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画の対象となる設備は、「中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項」に定める先端設備等全てとする。ただし、再生可能エネルギー発電等設備については、市民の安全で安心な生活を確保するとともに、豊かな自然環境の保全及び良好な景観の形成を図る観点から「諏訪市環境と再生可能エネルギー発電等設備設置事業との調和に関する条例（令和4年諏訪市条例第1号）」の規定を遵守しているものに限る。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業振興を図る観点から、本計画において対象とする区域は長野県諏訪市の行政区域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、製造業、宿泊業・飲食サービス業を中心とした産業構造となっているが、その他の産業であっても経済、雇用を支えており、当市の産業振興を推進するためにも対象業種は全業種とする。また、事業については、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・ 市税等を滞納している市内中小企業者は対象者から除く。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。